

# 入院及び宿泊療養等の振り分けの目安

病床確保計画と同様、入院・宿泊療養の振り分けに3段階（病床使用率20%未満、病床使用率20%以上、病床使用率50%以上）のフェーズを設定し、同計画に連動してフェーズを切り替えることで、病床逼迫度に応じた入院・宿泊療養の振り分けの適正化を図る。

入院措置等の対象は、規則第23条の6第1号から第8号に該当する者とし、病床逼迫時（逼迫が見込まれる新規感染者数増加時も含む）は、より症状が重い者や重症化のおそれが高い者を優先する。

確保病床数に地域偏在があることから、圏域間で病床使用率が大きく異なる場合には、県本部が直接入院調整を行う病床を活用することや広域調整を行うこと等により平準化を図る。

## 1. 感染非拡大時【フェーズ1、病床使用率20%未満】

- ・ 中等症以上や重症化のリスク因子を有する患者、その他軽症であっても医師が入院させる必要があると認める患者等を入院（感染症法施行規則第23条の6を踏まえた運用）
  - 評価結果や治療、観察の経過に応じて宿泊療養へ移行
- ・ 入院以外は、特別な事由により自宅療養とする者を除き原則宿泊療養

※重症化リスク因子を有するが入院の必要がない患者に、入院医療機関等の外来で中和抗体薬の投与が行われた場合は、一定時間の健康観察の後、宿泊（自宅）療養へ移行（全フェーズ共通）

## 2.感染拡大時【フェーズ2、病床利用率20%以上50%未満、広域入院調整実施】

- ・中等症以上や重症化のリスク因子を有する患者、医師が入院させる必要があると認める患者等を入院（感染症法施行規則第23条の6を踏まえた運用）
  - ・圏域内の医療機関に入院できない場合は、広域入院調整又は臨時の医療施設等で医療提供（酸素投与、点滴、中和抗体療法等）
    - 評価結果や治療、観察の経過に応じて宿泊療養へ移行
  - ・入院以外は、特別な事由により自宅療養とする者を除き原則宿泊療養
- ※宿泊療養で受けきれない場合は、症状や重症化リスク、隔離の必要性等を考慮し、自宅療養とする

## 3.感染拡大時【フェーズ3、病床利用率50%以上、広域入院調整実施】

- ・中等症Ⅱや透析、妊娠37週以降の妊婦、医師が入院させる必要があると判断する患者を最優先として入院調整
- ・病床逼迫により中等症Ⅰや重症化のリスク因子を有する患者が入院できない場合は、臨時の医療施設等で医療提供（酸素投与、点滴、中和抗体療法等）
  - 治療、観察の経過に応じて宿泊療養へ移行
- ・臨時の医療施設等も逼迫する場合、症状や重症化リスクを考慮し、宿泊療養とする
- ・宿泊施設は入院からの移行の受入を拡大するとともに、入院できない中等症Ⅰの患者を優先して受入
- ・その他の患者については、症状や重症化リスクの程度、隔離の必要性等を考慮し、宿泊療養または自宅療養に振り分ける

# 患者のリスクに応じた療養先のイメージ

患者のリスク	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
【リスクが極めて高い】 中等症Ⅱ、透析、妊娠37週以降の妊婦、医師が入院させる必要があると判断したもの	入院	入院	入院
【リスクが高い】 中等症Ⅰ、重症化リスク因子を有するもの（透析、妊娠37週以降の妊婦を除く）	入院	入院又は臨時の医療施設等での医療提供	入院又は臨時の医療施設等での医療提供（若しくは、症状や重症化リスクを考慮し宿泊療養）
【症状等に応じて療養先に配慮すべきリスクがある】 ワクチン未接種、ステロイドや生物的製剤の使用（コントロール良好）、HIV感染症（コントロール良好）等	入院検討又は宿泊療養 （有症状の場合症状等を総合的に判断）	宿泊療養（受けきれない場合は症状、重症化リスク、隔離の必要性を考慮して自宅療養）	宿泊療養又は自宅療養
【リスクが低い】 上記以外で軽症、無症状	宿泊療養	宿泊療養又は自宅療養	宿泊療養又は自宅療養

## 【参考】

### ◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第19条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

第26条 (略)

2 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項中「患者に」とあるのは「患者（新型インフルエンザ等感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）の患者にあっては、当該感染症の病状又は当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であって第四十四条の三第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る。）に」と、同項及び同条第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関」と（中略）読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

### ◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(入院の措置等の対象となる新型インフルエンザ等感染症の患者)

第23条の6 法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、新型コロナウイルス感染症の患者であって、次に掲げるものとする。

- 一 六十五歳以上の者
- 二 呼吸器疾患を有する者
- 三 前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- 四 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- 五 妊婦
- 六 現に当該感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
- 七 前号に掲げる者のほか、当該感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- 八 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者